

平成24年第10回教育委員会定例会

開会年月日 平成24年5月28日(月)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 外 松 和 子
同 委 員 内 藤 幸 子
同 委 員 天 沼 英 雄
同 委 員 安 藤 睦 美
同 教育長 河 口 浩

議 題

1 議案

(1) 議案第35号 練馬区教育振興基本計画の策定について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕

3 協議

(1) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

区立学童クラブ在籍・待機児童数について
児童館および学童クラブの指定管理者制度の導入について
「練馬区幼保小連携推進協議会」の設置について
平成24年度 区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について
学校給食の放射性物質検査の実施について
区立小中学校の耐震改修状況について
練馬区立学校(園)一斉防災訓練の実施について
平成24年度 練馬区立中学校生徒海外派遣概要
第2次練馬区立小中学校における食育推進計画(平成24年度~平成26年度)策定

について

学校跡施設における局所放射線量の測定結果について

教科書展示会の開催について

保育所在籍・待機児童数について

平成24年度「練馬子ども議会」の開催について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

i i その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 12時10分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	阿 形 繁 穂
こども家庭部長	郡 榮 作
教育振興部教育総務課長	岩 田 高 幸
同 教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	古 橋 千重子
同 施設給食課長	山 根 由美子
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	
練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部保育課長	内 木 宏
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
同 青少年課長	浅 井 葉 子

傍聴者 4名

委員長

ただいまより平成24年第10回教育委員会定例会を開会する。

本日は傍聴の方が2名お見えになっている。

では、案件に沿って進めさせていただきます。

本日の案件は議案1件、陳情4件、協議1件、教育長報告14件である。

(1) 議案第35号 練馬区教育振興基本計画の策定について

委員長

はじめに議案である。議案第35号 練馬区教育振興基本計画の策定についてである。
この議案について、説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。区報でも周知をしていくということである。
それでは、皆様のご意見等を伺いたいと思う。

天沼委員

一応、きょうの会議で6月1日の区報に掲載ということであるので、採択というか、一応ここで取りまとめるということであるので、私なりに少し今回の初めての教育振興計画について、感想というよりは意義というか、期待というか、簡単であるけれども、ちょっとお話をさせていただきたいと思う。

今回初めて教育振興基本計画が策定されたけれども、これは教育基本法の改正、それから学校教育法の改正、そして練馬区における教育委員会の組織改正などに伴って、教育委員会の所管領域の変更など、新しい教育制度の改革の動向に沿った策定だったと思う。

今回の教育の方向性が示されたと思うけれども、練馬区でこの前に教育振興基本計画懇談会の答申があって、それを受けて、そこで示された基本的な観点の1である教育の質の向上、それから基本的観点2の家庭と地域と連携した教育の実現、そして、基本的な視点として、観点と言ったが、視点として、教育環境の充実、こういったものに基づいて、この教育振興基本計画は今後の10年間目指すべき練馬区の教育の姿が明らかにされたと思う。

課題も山積しているが、これまでも進められてきた教育事業の見直しや修正も必要であるし、現在、改革途上にある事業についてもさらに推進を継続していく必要があると思う。例えば、小中一貫教育事業などである。さらに、組織改正に伴って、子供家庭分野が含まれることによって新たな事業も展開される必要があると思う。今後、この教育振興基本計画の実施とその後の評価というか、それがどのようなものになるかということに期待したいと思うが、今回の計画によって教育行政が進められるということは、教育委員会の制度を高めるまさに教育行政の高度化ということが期待されたのではないかと考える。一つ一つの事業はどれも全部読み返させていただいたけれども、必要な事柄で成果を出すのは大変だと思うが、でも、やはり、計画を立てた以上、よりよい評価がいただけるように努力してまいらなければならないかなと思う。計画倒れにならないように期待したいと思っている。以上である。

委員長

ありがとう。貴重なご意見である。ほかにはいかがであるか。

内藤委員

今までも感想はいろいろ述べさせていただいた。改めて見直して、大変しっかりした内容になっている計画だなと感じた。懇談会の委員の方々をはじめ、作成にかかわられた方々に感謝申し上げたいと思っている。今後、この計画案にのっとり、事業が滞りなく遂行されることを期待したいと思っている。どうぞよろしく願います。

安藤委員

天沼委員や内藤委員が言ってくくださったので、重なるけれども、懇談会の方々から先ほど教育総務課長から言っていたように、計画というよりも、その後をどうやっていくかということが大切だということをも同じように思う。また、パブリックコメント等でいろいろな意見もいただいていると思うので、興味や期待されていると思うので、それにこたえられるように、私たちも一緒に努力して頑張っていきたいと思う。

委員長

ありがとう。では、私からも一言述べさせていただく。

この練馬区教育振興基本計画の策定に当たっては、先ほど皆様がおっしゃっていたように、この懇談会で学識経験者の方々、それから学校関係者の方々、それから保護者の代表の方々、また地域関係の方々、そして公募区民の方々等、非常にたくさんの方々から練馬の教育への熱い思いで貴重なご意見もいただいて、これができあがってきたことに、深く感謝申し上げます。

さまざまな課題もその中でかなり絞り込んでいただいた。基本的な3つの視点ということで取り組んでいくわけであるけれども、1つ目の教育の質の向上、そして2つ目の家庭や地域と連携した教育の実現、3つ目の教育環境の充実、この基本的な視点はどれも非常に大切なものであると受けとめている。これらのことが多くの方々から地域のきずなではぐくんできたいと望まれている。そのためにも、非常に各部署との連携がこれからは鍵になってまいりかなと感じている。

練馬のこれからの教育が地域の絆ではぐくんできけるように、今後、具体的にしていくのが私たち教育委員会の使命でもあると感じている。しっかりと取り組んでまいりたいと思う。どうかよろしく願います。

それでは、たくさんご意見をいただいたが、ここでまとめたいと思う。議案第35号については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、この議案第35号は「承認」とする。なお、この議案の承認をもって、協議案件についても終了とさせていただきます。

次に、陳情案件である。継続審議中の陳情4件についてであるけれども、現在進捗状況、また、都とか区の対策等、今まで行ってきたことに関して特に変化等がない。

したがって、本日はすべて継続といたしたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

区立学童クラブ在籍・待機児童数について

児童館および学童クラブの指定管理者制度の導入について

「練馬区幼保小連携推進協議会」の設置について

平成24年度 区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について

学校給食の放射性物質検査の実施について

区立小中学校の耐震改修状況について

練馬区立学校（園）一斉防災訓練の実施について

平成24年度 練馬区立中学校生徒海外派遣概要

第2次練馬区立小中学校における食育推進計画（平成24年度～平成26年度）策定
について

学校跡施設における局所放射線量の測定結果について

教科書展示会の開催について

保育所在籍・待機児童数について

平成24年度「練馬子ども議会」の開催について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

i i その他

委員長

次に教育長報告である。

教育長

本日は14件ご報告をさせていただきます。よろしく願います。

委員長

14件ある。それでは、報告の番について願います。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。ご意見、ご質問等伺いたいと思う。

天沼委員

今のご説明で大泉学園緑小と大泉北小と、それから83番の石神井でも8名ということで、地域的に少しそういった地域に偏りが……、子供の数が多中でやはり学童クラブを利用されるお子さんが多くなるということだろうとは思っているけれども、ここはこれだけあると、今のご説明の中の児童館や地区区民館で解消できる見込みというのはあるのか。

子育て支援課長

待機児童が今期117名ということで、一方で一番右側の空き状況は419ということで、はっきり言って、ちょっとアンバランスが生じているというのが実際のところである。待機児童が発生することもあるところというところで、特に西側の大泉学園と石神井地域でどちらかというと待機児童数が増えているという状況にある。

それから、この待機児童対策の一つとして、先ほど申し上げた児童館、それから地区区民館でお預かりするわけではないのであるけれども、ランドセルを持ったままそちらに行っていたら、ランドセルは事務所で預かって、保育をするわけではないのであるけれども見守るということで、そこで時間まで遊んでいただくという対応をさせていただいているところである。

もう92の学童クラブがあって、しかも空き状況も増えているということで、なかなか簡単に学童クラブを増やしていくというわけにはいかないもので、そういうソフト的な対応等を含めて、今後の対応を図っていきたいと思っている。それから、先般、ご報告申し上げた大泉北小については特にひろば事業は平日週5日やっており、保護者からは夏休みの長期休業期間中の居場所に困るんだというお話があったので、この夏に、夏休みの居場所づくり事業ということで、とりあえずモデル事業をやって、そういうものの効果も今後はかった上で、今後の対応を考えていきたいと考えているところである。

以上である。

天沼委員

今、ひろば事業というご説明があったのだけれども、これらの学校もひろば事業は実施しているわけである。そうすると、この待機児童の子供たちはひろば事業に参加しているということもあるのか。

子育て支援課長

おかげさまで、学校応援団のひろば事業は一応今年度から全校で実施をさせていただきたいと思う。ただ、実施日数の違いがあるが、基本的にはこの待機児童の方については、詳細はちょっと把握しているわけではないけれども、ひろば事業に通っていただいているとも考えているところである。

天沼委員

わかった。

安藤委員

質問である。定員と受け入れ上限の違いを教えてください。

それから、9番の南田中児童館の待機数1となっていて、空き状況が6となっている。そのところを。

子育て支援課長

定員については、学童クラブ条例という条例があって、そこで広さに応じて定員というのを設けている。おおむね40名というところであるし、狭いところでは30名、35名というところで設定をさせていただいている。

一方で、最近特に学童クラブの需要が高まったということで、その上でなるべく多くのお子さんを受け入れるという観点から広さに応じて学童クラブの受け入れ上限というのを設けている。特に一番大きいところでは、広いところでは60名ということも考えているし、あとは、児童館とか地区区民館の中にあれば、多少子供の居場所も広範に広がるということで、受け入れ上限を少し高目に設定させていただいているところである。

先ほどの9番の南田中児童館であるけれども、これは基本的には60名の受け入れ上限で、54名であるので、空き状況は6ということになっているのだけれども、待機が1名。これは実は障害児が1名いて、障害児については基本的には直営については2名までの受け入れということで、3名目の方が待機をお選びになっている。障害児については、近隣の学童クラブにご案内をして、なるべく通っていただくということをお願いしているけれども、この方については、ここで待つという選択をされたということだと思ふ。

安藤委員

ありがとう。

内藤委員

待機児童の方々には何とか学童クラブに入れるようにとは思ったのだが、今、多様な対応をして子供たちの居場所を確保する努力をさせていただいているということはとてもいいなと感じた。

そうすると、ここに書いてある117名という方々は空きがない限りは、今年度中、この数はあまり減らないという形になるのかなと思うが、それでも、ほかの受け皿もなしで何もできていないというか、117のうち、どれぐらいが大体どこかに居場所をつくることができる、ざっと見通しというか、そんなものがわかれば教えてくださいと思う。

子育て支援課長

学童クラブについては、基本的には4月1日が一番受け入れの数が多くて、特に夏休みを契機に結構3年生がおやめになっているということで、徐々に待機は実は減ってい

く傾向はある。あと、もう一つ、学童クラブによっては、例えば、3ページの73番に豊玉小という学童クラブがある。この学童クラブでは5名の待機が発生しているわけであるけれども、この近隣にその上の72番、豊玉学童クラブという学童クラブが実はあって、こちらも入ることは、距離的には可能かなと考えているけれども、この保護者の方が豊玉の学童クラブに通うよりも、豊玉小の学童で待機を……、待つということもある。なかなかそこは難しいところであるけれども、ほんとうに切迫していれば、多分お選びになるのかなということも含めて、いろいろあるのかなと思っている。私どもとしてはなるべくちょっと距離があっても、通える学童クラブがあるとご案内をしてというところで、実はお願いをしている。

一方で、なかなか距離的に難しい学童クラブがあるのはあって、大泉学園緑小なんかは17名であるけれども、大泉小に通っていただくことも、東大泉地区以外の学童クラブにはお通いになれるかというご案内をしているけれども、そういうのだとなかなか難しいというのが率直にある。そういうところについては、今後もやはりさらなる対応もまた考えていかないとはいけないかなと思っている。

委員長

よろしいだろうか。待機児童は少し多くはいるけれども、今課長がお話しされたように応援団のひろば事業等もあるので、その辺で子供たちの安全は守られているという点、そういうご報告であった。よろしいか。

それでは、続いて報告の 番についてお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。ご意見、ご質問等はあるだろうか。

それでは、特にはないということであるので、よろしくお願いします。

では、続いて報告の 番をお願いします。

教育企画課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

それでは、各委員からのご意見、ご質問をお伺いする。

内藤委員

いよいよ幼保小の連携が組織的に実施される段階になったのかなということで、大変嬉しいことだなと思っている。委員の方々には各機関の代表的な方々になっていただきたいというわけで、ここにあるような内容について、多様なすばらしいご意見をいただける

のではないかなと期待したいと思っている。実際に行っていくのは各学校や園になっていくわけであるけれども、そういったここで話し合われたことなどを受ける側の学校とか園のほうの、組織というのだろうか、幼保小の連携についての組織のようなものが既にできつつあるのか、そういった現状がわかるようであれば、教えていただきたいと思う。

教育企画課長

幼保小の連携、幼稚園と小学校、あるいは保育所と小学校ということで、個別にさまざまな取り組みがこれまでも行われてきたところである。今回、組織改正で全体として体系化というのだろうか、そういった区全体としての取り組みに切りかえていくという形でのご協議をお願いしているところである。まだまだ個別の取り組みの中でも十分に組織的な対応というところまでは学校あるいは保育所、幼稚園としてもなっていないというのが現状であるかなと考えている。

委員長

ありがとう。ほかにはいかがだろうか。

天沼委員

先ほど策定された振興基本計画のほうで、区立幼稚園の一つの特徴として障害のあるお子さんを受け入れていくということを打ち出していたと思う。振興計画60ページで就学相談の充実ということで、就学相談委員会のほうに医師、校長ほか、就学指導委員会のほうに精神科医とか福祉関係その他ということで、医療関係の方がこちらのほうには含まれていると。なぜこんなことを言うかということ、小1プロブレムということが言われているけれども、幼稚園から、あるいは保育園から小学校に上がるお子さんの中に、そういう障害が隠されているというか、きちっとまだ把握できていないで、ただ授業中うろついたり、表に出て行ってしまったりという、表面的な行為だけを見て、ちょっとプロブレムとして言って、その奥にあるそういった子供たちの障害がまだわからない状態。それをはっきりさせて、それに合う対応を図っていかねばならないのかなと思う。そんなことで、この委員会のメンバーが、先生方が決まったけれども、そういった障害のあるお子さんについて詳しいご意見をお寄せいただくような形でアドバイザーではないけれども、そういうスタッフのような方がやはりあったらいいのかなと思ったのだが、いかがだろうか。

教育企画課長

実は第1回目の協議会においても、特別に配慮を要するお子さん方をどう対応しているかというご意見もいただいたところである。こちらの協議会においても、必要に応じて専門家などのご意見をいただけるように運営をしていきたいと考えている。議論の中で必要な方をお招きし、ご意見を伺うということはやっていきたいと考えている。

天沼委員

わかった。

委員長

どうぞよろしく願います。

安藤委員

小中連携もそうなのだけれども、小学校と中学校の先生方の環境の、文化の違いというものがやはり幼稚園・保育園・小学校の中にもそれぞれにあるのだと思う。そういった中で、こういった連携推進協議会というのは、私はとても意味のあることだと思う。ぜひ、お互いの理解を深められるような、何をするかということももちろん大事だと思うのだけれども、まずお互いの理解を深めて、そしてよく聞く話では、小学校なんかでは割と幼稚園から来た子はこういう子で、保育園から来た子はこういう子というステレオタイプな表現のされ方を残念ながらされることがある。それは、ではなぜそうなのかとか、どうしてそういうふうに見られてしまうのか、ちょっとネガティブなことが多いような気がするのだけれども、ポジティブなことも含めて、そういったお互い、相互理解というのか、環境みたいなものをぜひお互いに分かち合ってもらえる会になればいいと思う。

教育長

この連携については、ほんとうに組織の改正の大きな目玉の一つとなるし、これからの練馬の教育を考えていく上でも、大変重要な位置づけにあるものだと思っていて、24日の日に第1回目を開いたのだけれども、これだけのメンバーが一堂に会するというのはほんとうに初めてなのである。それぞれ個々にはもう何度もやっているのだけれども、一堂に会してお互いの思いなり、あるいはそのような課題に対する認識なりを話し合うことによって、今、安藤委員がおっしゃったように、お互いが理解し合うというか、そういう場になってくれば、まずはいいかなと思っていて、そういう方向の中で何かいい方向性みたいなものが一致して立ち上がってくるのが、私としては理想にしているところである。

第1回目をやってみて、ほんとうに先生たちとか、保育士さんたちとの相互のいわゆる交流というか、連携というか、これがもう少し進めたほうがいいのではないかと。どうしても、保育園なら保育園、また、そこに私立があるし、幼稚園もそうである。公立・私立がある。そして小学校ということで、それぞれ近くの学校とか、あるいは保育園と幼稚園とか、近くの場合は交流しているところもあるのだけれども、それが全体のものになっているかと言われれば、そうでもない。むしろ、やはりそういうことをもっともっと進めることによって、一つは情報の円滑な継続というか、そういうものをもっと進むであろうし、それからもう1つは、お互いにやっぱり教育のありようとか、あるいは保育なら保育の考え方というものがお互い相互理解が進むのではないかと。そうすることによって、逆にそれぞれの役割だとか意義だとかということが充実の方向に行くのではないかと。ということ、そのような大変前向きな、建設的な意見を出していただいて、2回目以降、ぜひそういう方向性をしっかり形になるような形で進めていければいいなと

思ったところである。

いずれにしても、ここのところは非常に重要なところも含んでいるので、どういうふうにこれから進むのか、しっかりと私たちも勉強させてもらいながら、子供たちがほんとうにいい方向で教育が受けられるような環境を整備する大きな柱の一つになってくれるといいと思っている。

委員長

ありがとう。どうぞよろしく願います。
それでは、続いて報告の 番をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。それでは、各委員、ご意見があったらどうぞ。

内藤委員

ただいまの区立中学校の選択制のところのページでご質問させていただきたいと思う。例えば、4番の中村中学校が名簿の登載者は236名で、入学者は164名。選択制による人数が18ということで、希望された方は45人いらっしゃるのに、その中で18人が区域外から入られて、総数としては164ということで、まだ余裕があったのに、18名以上の方が入らなかったというのは保護者のほうが選択をされなかったのか、学校が選ばなかったのか、その辺はどういう……、ほかにもそれは幾つかある。例えば、石神井、19番、それから21番、谷原、25番、27番、33番と、希望の数より少なくて、割と生徒数の全体数は少ないかなと受け取ったのであるが、この辺はどういうことなのか。

学務課長

こちらの資料だけではなかなかそのあたりのところはお示しができなくて申しわけないと思っているが、今、内藤委員にご指摘があった中村中学校は実は選択制度の受け入れに当たっては、受け入れ生徒数を20名ということで定めさせていただいたところである。中村中については、学齢簿登載者としては236名ということであるが、教室等の関係から受け入れの枠を20名ということで定めさせていただき、結果として45名のご希望があったので、抽せんを行った。それによって、もちろん当選者のほかに辞退者が出ることも見越して、補欠も10名決めたところであるけれども、結果的に選択制で抽せんに当たりながら、国立・都立・私立のほうに合格をされて、そちらを選択されたお子様が大変多かったということである。今回の選択制に当たっては、抽せんを行った10校すべてで補欠者の方の入学まですべてお認めしてこの人数ということであるので、実際に希望者に比べて入学者が少ないというところは、もちろん抽せんを行った学校もあるが、先ほどご指摘があった石神井中、石東中、関中もすべて選択による抽せん

校であるけれども、石神井中学校についても、これは選択制に当たっては30名という枠で対応させていただいたところであるが、実際の入学者は27名というところで、当選者および補欠者すべて入学をお認めしても、これだけの数にとどまったということである。

毎年、学務課では毎年の各学校の進学状況も見ながら、何名選択制による受け入れが可能なのかどうかということで、各学校ともご相談をさせていただきながら対応をとっているけれども、なかなか、これについては実質、受け入れ枠を多くとってしまうと、入学を認めた結果、学級増なり教室が不足する事態も考えられるというところで、現状の学級数が維持できる範囲で、各学校でもご相談させていただきながら、受け入れ枠を決めている。確かに結果的に入学者が少ない場合は、もう少し選択制でとっていただいてもよかったのではないかという保護者の方の声も当然あるわけではあるけれども、全体の制度の中で我々としてもできるだけ精度を上げるべく対応を図っているので、ご理解をいただけるかと思う。以上である。

委員長

現実には、なかなか細かいことをやっていかなければ、この人数は出せないということである。わかった。

天沼委員

同じ選択制のところ、ちょっと違う問題があるように思う。

15番、光が丘第一であるけれども、地元の48名が通学区内で学齢簿登載者と。外部から来ている49名であるか、来てる方のほうが1名多くなってしまっているというふうに読んでよしいのだろうか。となると、その地域の子供たちではない子を半分近く受け入れている学校がこのあたりの地域で出てきているかと思うが。

学務課長

ご指摘があった光が丘第一中学校については、学齢簿登載者よりも選択制による入学者のほうが多いというところがある。光が丘は非常に少子化が進んでいて、特に第一中学校の校区内の学齢人口が48名というところである。ただ、光が丘については、いずれの学校も子供の数が減っているということで、教室に余裕があるため、22年度までは比較的選択制での受け入れを幅広く行っていた。しかし、そうすることによって周辺校への影響が非常に大きいということで、昨年度は光が丘については受け入れ枠の上限50名、今年度については40名ということで決めさせていただいて、できるだけ、学区外のお子様の割合が著しく大きくなってしまいう状況、中学校についても練馬区は学区域制を基本とした選択制ということで実施しているので、あまりにも学区外のお子様の割合のほうが高くないようにということをやっているところである。

そうすると、48名の学齢簿登載者の中からも、当然、国都私立へ進学されたお子様もいらっしゃるし、選択制で他の学校を選ばれたお子さんもいらっしゃる。そうすると、学区域のお子さんを選択制の入学者で数が合わないということもあるのだが、実は光が丘第一中学校については、小学校は四季の香小学校なんだけれども、中学校は豊溪中と

いう学区のエリアを持っていて、そこのお子さんから選択制の抽せんの後、やはり、同じ小学校で学んで同じ中学校に行けないことによるお子様方への非常に影響が深刻であるということで、選択抽せん後、指定校変更制度が数多く出てきているということがあるので、この学校はあくまで選択制度による入学者が全体の何%かということで、この表にはあらわれてこないけれども、指定校変更、区域外就学による入学をお認めした生徒さんもいらっしゃるの、今、天沼委員がご指摘のように、学区外のお子さんの割合というものもあまり高くなり過ぎないようにということは考えて対応を図っているところである。以上である。

安藤委員

そうすると、先ほどおっしゃった限度40名というところの何校か大きく人数が増えて選択による入学者たちも皆さん、抽せん後の指定校変更というもので入学された方たちなのか。

学務課長

これはあくまで選択制度による入学者で、毎年こちらで苦慮するのは選択制による抽せんを行うか行わないかというところで、実はこれを見ていただくと、開進第三中学校は46名が選択制で入学されているが、この学校については抽せんを行っていない。当初の希望者が74名ということで、例年、この受け入れ枠が40とすると、大体私どもとして抽せんをするかしないかという目安を受け入れ枠の2倍と考えている。そうすると、それ以下の学校の場合は抽せんを行わなくてもおおむね40に近い数字になるということで、経験上対応しているところであるけれども、開三中については実質的に74名中国立・都立・私立に抜ける方が若干少なく、46名の方が残っているところである。同じような理由で、大泉北中についても77名の方が希望して、抽せんをするかしないかぎりぎりのところだったのだけれども、結果として抽せんを行わなかったために64名の方が入学するということになった。

抽せんを行ったところはかなり枠に近い数字になり、一方で抽せんを行わないとこのように枠を超えて入学できるというところもあるけれども、これについては、さらにいろいろの傾向等も検証しながらやっていきたいと考えている。

内藤委員

入学者の枠を決めるのか決めないのか、それとその枠の数をどこまでにするのかというのも、大変個々にいろいろ難しいのだなということを今お聞きして感じたところであるが、結論として、1,488名の方が学区外の選択を、一番最初の段階でされている方がいらして、結果的には762人ということであるから、約51%だと思うのだけれども、希望の半数の方が選択制で入学されたというふうにこの表は見てもよろしいのか。

学務課長

この762名というのはあくまで選択制度を利用して、指定校以外の学校へ入学したお子さんということで見ていただいても結構である。当初、このCの欄であるけれども、

選択希望したお子さんが1,488名いらっしゃる。その1,488名と762名の差であるけれども、先ほどから申し上げているとおり、受験に合格して都立・国立・私立を選ばれた方と、やはり10校で抽せんを行ったので、残念ながら抽せんに落ちたことによって指定校に戻られたお子さんとかもいらっしゃる。結果として選択制を希望して、ほぼ半数の方が希望した学校に入れているわけであるけれども、その状況は一律ではないということはあって、希望どおり行かなくて指定校に行かれたお子さんも現状かなり数がいらっしゃるというのが実情である。

委員長

選択制については、ほんとうにいろいろな課題があるかと思う。地域の中学生が非常に少なくなってしまう学校というのも現実には出てきているわけであるから、今後、地域で子供たちを育てるとか、何か災害があったときの安全な帰宅とか、さまざまな問題もきっと出てまいって、今後この選択制はどうするかということはいろいろな角度から話し合いをしていただくようになるのかなと思う。

また、話し合い等があったら、その報告等よろしく願います。ありがとう。

安藤委員

選択制とは別のところで、特別支援学級のことである。

小学校は2校の新設があり、特別な配慮が必要なお子さんが増えているということで、中学校のほうはどれも学級増で対応していて、各学校でだんだん増えていっている。小学校のほうももちろんこのお子さんたちが卒業されれば、中学校へ入学されるということだと思うのだけれども、今後、その中学校のほうの特別支援学級等についてはどうなっているのか。

学務課長

現在長期計画に基づいて特別支援学級の整備を進めているところである。知的障害学級については、小学校があと1校、谷原小の改築に合わせて改築完成後には、知的の特別支援学級が開設される予定としているところであるが、中学校については8校ということで、当初計画の数が既に整備されているところがある。中学校については、今後新たに情緒障害等の通級指導学級についてはあと1校、増設をするということで、計画を進めているところであるが、今、安藤委員ご指摘のように、小学校を卒業されたお子様が中学校進学に当たって、なかなか希望どおりに入学が認められないということで、こちらは大変対応には苦慮しているところである。こちらをごらんいただくとわかるように、今、知的障害の大泉中学校が生徒数38名、学級数5ということで、学校としてもこれ以上の学級増は厳しいという話をいただいている。大泉地区にぜひ新しい固定学級をつくってほしいという保護者のご要望をいただいているところではあるけれども、新たに特別支援学級を整備するためには、普通教室3教室分ぐらいをいただかなければいけないということで、私どもも非常に各学校、特に大泉地区については、生徒数が非常に増えている学校が多い中で、簡単に整備ができないという現状がある。ただ、確かに特別支援学級の全体の在籍児童・生徒数が増えているという現状があるので、引き続

き何かの折には新たな開設ができないかどうか、それについては今後も検討していきたいと思う。

委員長

わかった。ありがとう。あとはよろしいか。

天沼委員

中学校になって学級増ということなので、例えば、小学校のときにまだそういった障害が明らかになっていなかったとか、それがまだあいまいな状態だった子が中学校に入って、それがはっきりとどういう障害かというのがわかってきているということで多分増えたのだらうと思うけれども、いろいろ検査も密度が高くなって、障害もいろいろ検査できるようになった結果だらうと思うのだけれども、やっぱり、年々、小学校も増、中学校も増ということで、少しそのあたりの原因を、医療スタッフというか、そういった専門の方と考えると、どういったところにこういう子供たちの中に知的障害や情緒障害や、いろんなその障害を生む要素が、要素というか、いろいろな幾つかの要因があるのかと思うのだけれども、そういうことも研究をしていかないと、対応できなくなってくる。受け皿を用意するのは当然のことなのだけれども、そういう、昔であれば、ちょっと変な子で済んだかもしれないのだらうけれども、でも、それでも何とか通常学級でやっていって、社会人になって、みんな変だと。それで通って行ってしまったのかもしれないが、そういう原因究明、前から思っていたのだけれども、なぜこういうふうに、ここへ来て学級増、学級増というのが続くのかなという……、この学級増ということが、1学級増ということがすごく多い。なので、その辺をちょっと何かご検討されていることがあったらお聞かせいただきたいのだけれども。

学務課長

特別支援学級に入られる、入校したいというご希望の児童・生徒数が増えているというのは、全体の子供の数が減っている中でなぜなんだろうかというのは、実はこれまでもさまざまなところで声が出ている。これだという確定的なものは難しいのだけれども、一方で、特別支援教育は認知が広まったということもあり、また、現在の情緒障害等の通級指導学級は例えば、学習障害であるとか、多動であるとか、これまでは心身障害児教育の対象にならなかったお子さんも障害ということで、対象にしているということで、対象者が広がったということはひとつあると思う。

それ以外にも保護者の皆様が、お子様の教育をどこで受けさせるかということをしていろいろお考えになるに当たって、特別支援学級を選択される保護者の方も増えている。それぞれ一人一人の教育ニーズに合った教育をするというのが特別支援教育のまず目的であるので、私どももそういった保護者の方のご希望にできるだけ添えるような形で就学相談を行っているし、例えば、通常級に入ったお子様で、学校のほうでなかなか対応が厳しいというときには、校内委員会もあるし、私どもの巡回相談制度もあるので、入学の時点ですべてそのまま行ってしまうということではなくて、その都度その都度、必要に応じてお子様の就学先を変えることも可能であるし、なかなか、どうして増えるのか

というところを追求するのはほんとうに難しいことではあるけれども、どこも現状の保護者のニーズ、お子さんの教育ニーズにできるだけこたえられるような対応を今後も図っていきたいと考えている。

天沼委員

今のお答えで十分だと思う。法改正で障害者基本法やいろいろ改正されてきて、世界的にもいろいろと障害者に対して十分なケアをしていくというのは世界の流れだと思う。それがやはり後押しになって、保護者の方もそういう子供たちの障害の程度にふさわしい教育を受ける権利を持っているのだということなので、今のご説明ですとんと納得できた部分もある。わかった。

委員長

よろしいか。

それでは、報告の 番にまいりたいと思う。願います。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。ご意見、ご質問等、願います。

安藤委員

50ベクレルを超えた場合、精密検査をする。その結果も8時までには区に。

施設給食課長

こちら、50を超えた場合には、最初の検査は1キロであるけれども、精密検査になると、今度は2キロが必要になるということで、その1キロとは別に、改めて2キロ、もう一度持ち込みをしなければいけないので、使用を見合わせるわけであるので、そこから2キロ分、また改めて検体というか、フードプロセッサーにかける処理をして、2キロ分を改めて持ち込みをして、検査の結果が出るのに数日かかると言われているので、検査の結果、100ベクレルを超えていないということが確認できるまでは、その産地のその食材については、使用は見合わせて、改めて大丈夫でしたという検査結果が出たときに初めて再開と考える。

内藤委員

検査の流れを細かく伺うと、ほんとうに大変な作業だなということで、迅速に対応しなければならないことが非常に多いので、ほんとうにご苦労さまだなと思った。しかし、多くの区民の方々から給食に対する安全性についていろいろ言われているので、そういう区民の方々にもこの事業を活用することは、安心していただけたらと思うし、また、区への陳情もこういったことがあったので、その方々にもお答えすることになるのかなと

思った。ご苦労さまである。よろしく願います。

委員長

ご苦労さまである。話を伺いながら、給食総合調理場がまだ使える状態であったかと、こんなことになるのかと。全部が自校給食になったときは、ああ、それでも給食総合調理場の役目は終わったのかと感じていたけれども、思わぬような事態が発生して、それがそのまま使えるということで、よかったなと思った。いろいろほんとうにご苦労をかけるが、どうぞよろしく願います。

それでは、報告の 番を願います。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問をお聞きする。

それでは、しっかりと再調査してということであるので、どうぞよろしく願います。続いて、報告の 番を願います。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとうございます。各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

天沼委員

前拝見した区の災害マニュアルでは、中学校に負傷者を受け入れる避難拠点を置くと。例えば、田柄地域であると、田柄中学校に負傷した方を受け入れるという拠点校とするというのがあった。

小学校には、子供たちもそうであるけれども、そこに避難された方の中には負傷を負われた方もいらっしゃると思う。そういう方を搬送する、例えば、その場で応急手当てをできる部分はするけれども、できない場合はその地域である田柄中に搬送しなければいけなくなる。そういう負傷者が生じた場合の訓練はこちらでは予定されていないのか。

教育指導課長

今、委員のおっしゃった部分は非常に重要な部分かと思うけれども、今回のこの一斉防災訓練は教育委員会がまず第一義に実施する訓練ということで、先ほど言った重点、児童・生徒の安全確認というところを重点に置いた訓練ということで、まず第1回目を実施するということであって、モデル校として、その後、避難拠点を開設した後のことというのは7校で、これは危機管理室のほうが運営してやるのだけれども、今後、今、

委員のおっしゃったことについては、この訓練では別のところでまた検討していくことになっていくのかなと思っている。

天沼委員

わかった。

委員長

ほかにはいかがか。よろしいか。

では、防災無線を使ってということで、かなり大がかりになるかと思う。私の地域なんかでも回覧板等で回ってはいた。しっかりと取り組んでいかなければならないことと思っている。よろしく願います。

では、続いて報告の 番である。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。ご意見、ご質問をいただきたいと思う。

内藤委員

感想である。私も昨年、委員長という立場であったので、結団式とか出発式、解団式に立ち会わせていただいたが、いつのときにも子供たちが大変自信を持って、立派だったなということすごく強く感じた。中学生という多感な時期に9日間の派遣はもとより、事前事後の研修が大変充実しているようで、これは練馬区としても、子供たちにとっても大変貴重な体験であるなということも思って、練馬区としても誇るべき事業だなということも改めて感じているところである。海外派遣は特に引率の方々のご苦労が多いかと思うけれども、どうぞ、河口教育長を中心に皆さん頑張っていたらなと思う。どうぞよろしく願います。

委員長

私はたまたまお会いした青少年関係で携わっている方たちがやはり随分前にこの派遣生だった、そういう子供たちのことをずっと成人してからも見守っていて、あのことが生きているというふうにお話を伺ったこともある。であるから、派手なことではないけれども、予算をけちったりしないで、絶対続けてくださいねというような後押しのお言葉もいただいたりしている。今の内藤委員の言葉にすべてあらわされているかなと思う。どうぞよろしく願います。

それでは、報告の 番を願います。

教育指導課長

資料の基づき説明

委員長

ありがとう。それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きしたいと思う。

安藤委員

感想というか、各学校で給食の試食会等で保護者の方々に給食を食べていただいたり、それから給食だよりというものを毎月発行していただいて、こういったものを子供たちが食べていて、これくらい栄養のバランスがとれていますよ、また、こんな郷土料理やこういう工夫をしていますよということをおそらくどの学校でもとても丁寧に宣伝しているというか、お知らせしてくださっていると思う。ほんとうにありがたいことだなと思う。

一方で保護者の立場で、ちょっときょうのおうちの御飯はちょっと栄養がどうかという日も、給食があるから、給食が補ってくれているからということは何回か聞いたことがある。それで、すごく学校給食というのも、もちろんおうちでも食育だったりとか、それから学校と連携は大事だと思うけれども、保護者の方の中には、学校給食をすごく頼りにしている方も少なからずいると思うので、ぜひ、ますます充実し、また、子供たちもできるだけ、せっかくバランスがとれていると思っても残してしまってきては、また元も子もないということもあるかと思うので、ぜひそのあたり、いろいろ大変だと思うけれども、よろしくお願ひしたいと思う。

委員長

ちょっと質問をよろしいだろうか。

大きな3つの柱のうち一番左側のところに出てくる言葉であるが、栄養教諭と学校栄養職員という2種類がある。それぞれの役割と、それから、前にたしか栄養教諭というこの形が平成20年度ぐらいからという気がしているのだけれども、あとは、どのくらいの学校にそれの方たちがいらっしゃるかと、その辺もちょっとお知らせいただきたい。

教育指導課長

栄養教諭という資格を持って学校に配置されているということが、今、全国の中でも少しずつ増えてきているのだけれども、実情としては、練馬の場合は中学校に1校、栄養教諭が配置されていて、こういった食育を中心になって進めているという実態がある。まだまだ数としては、東京都の中でもそれほど多くはなくて、これから増やしていくということである。一方、いわゆる栄養士さんと呼んでいる学校栄養職員であるが、こういった方々は今までと同様に学校にいますので、こういった方々と連携をしながら、担任、あるいは教科担任と学校栄養職員が連携して食育を進めていくということをより一層やっていきたいと思います。

委員長

栄養教諭の方は栄養士の免許のほかにもたほかの免許の取得が必要とかというふうには

いろいろ大変なのだろうか。

教育指導課長

そのとおりである。

委員長

わかった。それと、左側の(5)のところのポツの中の 番の一番最後のポチであるけれども、地区内の食育リーダーという言葉があるけれども、そうすると、学校とか、小学校、中学校それぞれなのか、両方合わせてというか、その辺はちょっとわからないけれども、そういう感じと、それからあと決め方とか、この方の役割というのはどんなふうになるのだろうか。

教育指導課長

これは今後3年の計画で示しているのですが、今現在は1名しかいないので、実質、まだ地区内、例えば、今、中学校に1名いるけれども、同じブロックであるとか、そういったところにこの栄養教諭の方が出向いて、食育のさらに推進をということもやっていきたいところであるが、現在のところ、1名しかいないので、まだできていない。今後、こういった栄養教諭が1名から2名、2名から3名と増えていったところで、ある程度、地域を考えながら、そういうところにより専門性を生かして、連携をしながら取り組めるようなことも今後考えていく必要があるだろうということである。

委員長

わかった。そのように関連しているということであるか。わかった。

施設給食課長

今、教育指導課長から申し上げたとおり、栄養教諭は練馬区に1人しかいないということで、この方の持っているいろいろな知識であるとか、経験であるとか、そういったものを生かすといったメリットの中で、いわゆる区の栄養士さんのほかに区の非常勤の栄養士というのも半分ずついるのだけれども、そういった事務連絡会であるとか、研修であるとか、あるいは調理員の研修などにも講師として来ていただいて、これらの食育についての話をしてもらおうという形で今までもやっているのですが、今後も栄養教諭にはそういったところでの活躍をしてもらいたいと考えている。

委員長

いろいろわかった。ありがとう。

天沼委員

食育推進計画を読ませていただいて、学校給食といってもやることはかなり広い領域に及んでいるのかなということを感じた。例えば、交流給食の実施であるとか、学校給食の栄養のバランスということばかりではなくて、食物アレルギーへの対応やあるいは

郷土料理、行事食や伝統料理の導入であるとか、あとは練馬区の食材を利用した学校給食、そしてまた、給食が残った残飯といわれていたものを捨てずに循環型社会の実現ということで、それをさらに肥料などに活用していく。それから、子供たちの欠食に関しては、朝御飯推進運動や朝御飯調べであるとか、それから体験である。農作業、学校農園やその他、食農体験の実施であるとか、また、地域の方々に対しての給食試食会や保護者に対する講演会とか、地域行事への参加、それから野菜ウォークラリーであるとか、練馬大根の収穫体験とか、盛りだくさんの計画があって、これだけたくさんのことを企画してやっていくのは大変なことだと思う。たかが給食、されど給食で、我々の年代になるとコレステロールとか何か、3分の1は口から入るとか、食材に気をつけないといけないうことを考えたり、あと、プラス軽い運動であるとかあるわけであるけれども、子供たちは、子供のころにいろいろ食事の大切さというのか、そういうことをいろいろな機会を通して学ぶという計画というのはすばらしいなと思う。1つ、2つではなくて、全体を通して子供たちの意識、父兄の方々の意識、先生方の意識も高めて進めていこうというこの推進計画は実現したら、みんな健康優良児になるのではないかなというような、プラススポーツということが入ってくるだろうと思うけれども、それも含めてかなり強力な計画かなと思う。頑張ってやっていただければと思っているので、どうぞよろしく願います。以上である。

内藤委員

冊子には食育が生きる力の基本、知育・徳育・体育の基礎と書いてあるのは、私も実にそのとおりだと、命の原点であるかと思う。であるから、個人がどんな食生活をするかということは、家庭とか社会とか国全体のさまざまな動きに影響を与えることだと思うので、子供のころから食育をしっかりしていくということはほんとうに大切なことだなということに改めて思っている。

そして、今回のこの冊子については、大変具体的でわかりやすく、大変よいものをつくっていただいたなと思う。特に学校給食を生きた教材としてということで、各学校がそれぞれ今まで結構いろいろな取り組みをしていたかと思うのだが、それを一つにまとめた形で、さらに発展させたり、その意味づけをしっかりしていただいたり、全校体制で取り組めるようなことも示されているという点が大変すぐれているなと感じた。天沼委員もおっしゃったけれども、この冊子を活用することで、教職員の方々や家庭……、家庭までは行くかどうかとは思いますが、食育に対する意識の高揚が図られるのではないかなと思った。ほんとうにつくっていただいた方々に感謝申し上げたいと思う。ありがとう。

委員長

よろしく願います。

続いて、報告の 番を願います。

総合教育センター所長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。何かご意見、ご質問はあるか。

天沼委員

施設で光が丘の住所があるけれども、6丁目、7丁目では検出されている。2丁目、3丁目では検出されなかった。そんなに遠くはないと思うけれども、やっぱり離れているのだろうか。全くこちらは.....、3番、4番は検出されていないということであるか。

総合教育センター所長

私ども、今回の測定して、数値がこういう感じで、さきにほかの区立小中学校で実施したところ、全体を見ても、どこがとか、近い場所とかの因果関係はなかなか見つからないような状況であって、先ほどちょっとご説明申し上げた、土ぼこりがたまっているようなところとか、風向きだとか、そんなことがあるのかなという認識である。

天沼委員

ありがとう。

委員長

屋上に集中していたということであるか。ほかにはないだろうか。
それでは、報告の 番をお願いする。

総合教育センター所長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。それではよろしく願います。
続いて、報告の 番をお願いする。

保育課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。何かご意見、ご質問はあるか。

内藤委員

1の表のところの(3)の特定園のみ希望というのがどういことなのかなということと、単純に考えると入園希望者の(1)が1,041で、保育されている方が427なので、614の方が待機なのかなと思ったのだが、91をまた引くというのはどういことか。

保育課長

待機児童数の決め方というのが厚労省から公表されている計算式があって、この特定園のみというのは保育園に入所はしたいのだけれども、第一希望のところ以外だったら保育園に受かったとしても入らないという方々であるので、そういった意味では特定の園のみを希望している方については差し引くことという計算式があって引いていく。実際に入っていないということだけれども、以上である。

天沼委員

それをお聞きしたかったことと、1万1,466の定員がありながら、実際、523もの待機児童が起きているというのは、やっぱり上の表から見て、預かり保育とか、認定こども園とかこういったところが0、0、0となっていて、このあたりが解消の可能性があるのかなと思うのだけれども、どんなものなのか。推測なのだが。

保育課長

実は、この預かり保育のところと認定こども園のところが0、0となっているのだけれども、実際には利用者はいる。実は、預かり保育では、当然幼稚園ということになるのだけれども、幼稚園に在籍していて、預かり保育をやっていたいので、保育所の入園申し込みをしていないのである。待機児童というのは入園申し込みをした上で、例えば、預かり保育に行っていると、通っているという場合だと、ここから差っ引く形になるのだけれども、実際には保育所のほうは入園申し込みもしていないものであるから、差っ引く対象にならない。でも、実際のところは預かり保育についても認定こども園についても、ほとんど埋まっている状態である。

天沼委員

そうすると、そういう考え方ではない実際にほんとうにどこにも預かっていただいていない意味での待機児童というのは523よりも若干名減ると。であるから、そちらのほうのいらっしゃる方を523から引いてよければ、減少する……。

保育課長

必要度の問題なので、この523人は例えば、預かり保育のところでは10人仮に数字が出たとして、その10人を1,041から10人を引けば、当然のこと、523から10引くと同じ計算になるので、申し込みをもしておられれば、引く、数字が下がることにはなる。

天沼委員

でなければ、このまま。

保育課長

そういうことである。

天沼委員

やっぱり、実態をちゃんと把握しておく必要がある。

保育課長

預かり保育は4月1日現在で何人かという話は、預かり保育のほうはほとんど95%ぐらいだと思うが、認定こども園のほうも、ほとんど9割以上の在籍率になっているはずであるので。

天沼委員

それから、後ろの大きな表があるのだけれども、ここ、いろいろ地域ごとで出しているけれども、地域ごとに何か特徴というか、もしくは格差というか、そのようなことはあるのだろうか。

保育課長

この表だけぱっとごらんいただくと、なかなかわかりづらいのだけれども、実は毎年、今回が703名、去年が603名の定員増を図った。定員増を図った地域においては、当然、保育園ができるわけなので、今年度は待機児童数が減る。また、これが1年、2年たつと、また元に戻ってしまうという話なので、その年度でもって保育所ができたところは下がり、できなかったところは上がる。例えば、練馬の豊玉の事例であるけれども、今年であると、豊玉の保育所が大きな表の練馬地区の上から2番目と3番目、豊玉第二保育園と豊玉第三保育園というのは、待機児童数が18と11でもって約29名、30名近くの待機児童がいるのであるけれども、去年はこの地域が15人しかいなかったということで、去年は、豊玉保育園というのが私立で1個できたので、そこに主に吸収された。そういう意味では、できないと翌年はまた数字が上がってしまうというものの繰り返しになる。傾向としてはそういうことになる。

委員長

よろしいか。現実的にはちょっと実数を把握するのがなかなか大変だとは思いますが、区民の皆さんにこんなに待機児童がいるのという不安を与えては逆にいけないのかなということも一つ考えるので、またその辺、よろしくお願ひしたいと思う。

教育長

保育所の待機児童数の問題、今、全国的な課題になっている。したがって、この数え方が、要するに、前は自治体によってばらばらだった。待機児童というのはほんとうに数え方はいろいろあるわけで、これが厚労省のほうで一定程度統一をして、こういう数え方をしてくださいということで、この数え方になっているので、なかなか難しい。

それで、ちょっと質問なのであるけれども、703名も定数を増やしていながら、去年から比べると、たった41人しか待機児童は減っていないわけである。去年も含めれば1,300人ぐらい、練馬区はとにかく定数を増やしているわけである。しかしながら、

若干今回下がったとはいえ、定数増に見合った形での待機児童数の減というのはないわけであるけれども、そもそも入園希望者の数、今回は1,041人が入園希望者である。この辺の推移はどうなのか。

保育課長

毎年、例えば、昨年の入園希望者数のところは同じその1,041のところがおととしは1,009という形であるけれども、毎年、申込者数というのが平成21年ぐらいから10%ずつ伸びてきていた。それが23年と24年、この1年間では100人の申込者数の増ということで、待機児童の折れ線グラフのところを見ていただくと、大体そのピークを迎えて、頂点を超えてきているのかなという状況ではある。そういう意味では、ここから数的に飛躍的に申込者数が伸びるという傾向はとまってきているのかなということがあるのだけれども、一方で、定員というのは例えば、ゼロ歳から5歳まで6クラスあるのだが、ずんどう型とって、例えば、60人の規模のところであると、10人ずつだと60人の定員ということになるのだが、実際は3、4、5歳というのは少しゼロ、1歳よりも人数が多いわけである。そうすると、定員規模が例えば、600名増やしたとして、300人、ゼロ、1、2のいわゆる待機児童のコアの部分の待機児童対策になるかという、全体としては4割ぐらいの効果なのである。600人だと、大体4割だとすると、 6×4 で240人ぐらい、削減効果があると。700人だと、 7×4 で280人ぐらいの効果がある。そういう形なので、純粋に今年の数値が95%ぐらいになっている。523人のうちほぼ490人ぐらいがゼロ、1、2のところでもって占めているので、この例えば、単純計算で500人を全部、一気に解消しようとするれば、多分1,200人ぐらいの定員を一気に増やさないとゼロにならない。そこら辺がちょっと作り方と財政の問題との兼ね合いがあって、一気になかなかつけれないということはあるのだけれども、今回の長期実施計画の中の24、5、6の部分では900人の定員増を図るという形でもって対応してくると、解消できる方向になるのではないかなというふうに計画はしている。

委員長

いろいろ課題があるようである。ありがとう。

どうしようか。では、継続してしまってもよしいか。済まない、12時をちょっと回ってしまったが、残りわずかであるので、進めさせていただく。

続いて、報告の 番をお願いする。

青少年課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。ご質問等あるだろうか。すばらしい子ども議会の開催だと思う。どうぞよろしく願います。

では、その他の報告はあるだろうか。

教育総務課長

資料15である。教育委員会後援名義の使用承認事業である。5月実施の追加分と6月実施事業、全部で17件ある。お目通しいただければと存ずる。

以上である。

委員長

ありがとう。そのほかにあるだろうか。

光が丘図書館長

前回15日の教育委員会でご報告を申し上げた南大泉図書館と南大泉青少年館の15周年改修工事にかかる周辺地域の皆様への説明会の日程が決まったので、口頭で恐縮であるが、報告させていただく。

6月3日の日曜日、午前10時から11時30分の予定で、南大泉青少年館の会議室で開催をする予定である。

以上である。よろしく願います。

委員長

改修の説明会ということであるか。

光が丘図書館長

地元の皆様への説明会である。

委員長

よろしく願います。その他、あるだろうか。

それでは、以上で第10回教育委員会定例会を終了する。